

第1回 大阪市特別職報酬等審議会議事録

1 日 時 平成22年1月15日(金) 午後2時から午後3時

2 場 所 大阪市役所本庁舎7階 市会第4委員会室

3 出席者

(委員)

金児会長、坂井委員、鈴木委員、高田委員、吉村委員

(市側)

北山副市長

〈総務局〉

村上総務局長、中村総務局理事兼人事部長、柗給与担当課長

間嶋給与担当課長代理、大川担当係長、高畑担当係長

〈財政局〉

井上財政局長、黒住財務部長、種林総務担当課長、岩岡審査監察担当課長代理、高崎担当係長

〈経済局〉松本担当係長 〈教育委員会事務局〉川本担当係長

〈選挙管理委員会事務局〉松浦選挙担当課長

〈監査・人事制度事務総括局〉三井総務担当課長、谷口担当係長

4 議事録

(給与担当課長)

本日は、誠に忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今より、大阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。私、総務局人事部給与担当課長の柗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、本日、ご出席いただいております委員の皆様をお手元の大阪市特別職報酬等審議会委員名簿に沿いましてご紹介させていただきます。

学識経験者の方として、ご参画いただいております大阪市立大学学長の金児委員でございます。市民代表としてご参画いただいております大阪市PTA協議会副会長の坂井委員でございます。学識経験者としてご参画いただいております大阪大学大学院高等司法研究科教授の鈴木委員でございます。学識経験者としてご参画いただいております弁護士の高田委員でございます。市民代表としてご参画いただいております大阪市地域女性団体協議会会長の吉村委員でございます。

なお、大阪市の区域内の公共的団体等の代表として日本労働組合総連合会大阪府連合会長の川口委員、大阪市工業会連合会副会長の藤井委員並びに大阪商工会議所副会頭の町田委員につきましては、本日、ご都合によりご欠席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、市側の出席者の紹介をさせていただきます。北山副市長でございます。村上総務局長でございます。井上財政局長でございます。中村総務局理事兼人事部長でございます。黒住財務部長でございます。種林財政局財務部総務担当課長でございます。

本日は、委員の皆様方が、ご就任いただきましてから、最初の審議会となります。初めに審議会の会長の選出をしていただくこととなりますが、選出までの間は、事務局を代表いたしまして村上総務局長が審議会の進行をさせていただきますと存じます。それでは、総務局長よりよろしくお願いいたします。

(総務局長)

総務局長の村上でございます。それでは、会長が選出されるまでの間、私が進行を務めさせていただきます。なお、当審議会は会議の公開要領に基づきまして、公開させていただいております。傍聴者はおられません。よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より開会にあたりまして、北山副市長からご挨拶申し上げます。

(副市長)

副市長の北山でございます。本来は市長の平松がご出席申し上げるところ、公務のため、欠席させていただいておりますので、私の方からご挨拶申し上げます。本日は、お忙しいところ本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素は大阪市政の各般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、本市特別職の報酬等の額等につきましては、皆様に諮問させていただき、ご審議いただいているところでございます。

つきましては、後ほど正式に諮問書をお渡しいたしますが、今年度は本審議会におきまして、本市の特別職の報酬等の額につきまして、諮問させていただきたいと考えております委員の皆様には、ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(総務局長)

それでは、ここで皆様に会長を選出していただきたいと存じます。会議資料のうち参考資料2をご覧ください。本審議会の規則となっております、第3条をご覧ください。

会長につきましては、皆様の互選により、また会長の職務代理者につきましては会長のご指名により、決めていただくことになっております。会長の選出につきまして、推薦等はありませんでしょうか。

(鈴木委員)

金児委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(総務局長)

ただいま、金児委員にお願いしてはどうかという意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

【各委員賛同】

(総務局長)

皆様の賛同がございましたので、金児委員に会長の任に就いていただきたいと存じます。それでは、金児委員、会長席へご着席いただきまして、以後の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

(金児会長)

ただ今、皆様のご同意をいただきましたので、私が会長を務めさせていた

だきます。議事の進行等につきましては、皆様のご協力をお願いし、この審議会の目的を十分達成できるよう、微力ながら精一杯努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、会長の職務代理者につきましては、会長が指名することとなっておりますので、高田委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

【各委員賛同】

(金児会長)

高田委員、よろしくお願いいたします。それでは、市側より諮問をお受けしたいと思います。

【北山副市長から金児会長へ諮問書の手交】

(金児会長)

それでは、審議に入りたいと思います。ここで副市長につきましては、所要がございますので、退席いたします。ただ今、特別職の報酬等の額について諮問を受けました。それでは、特別職の報酬等の額等について、市側より説明を受けたいと思います。

(総務局理事兼人事部長)

総務局理事兼人事部長の中村でございます。それでは、ただ今より本審議会の審議経過及び国、他都市の状況等につきまして、お手元の会議資料に沿ってご説明させていただきます。失礼でございますが、座ってご説明させていただきます。

それでは、まず1ページの資料1をご覧くださいと存じます。資料1は、前回の審議会におきまして、平成20年12月22日にいただきました答申でございます。答申の内容でございますが、2ページをご覧くださいまして、上から9行目あたりでございますが、本市の特別職が報酬等に関し、独自の減額措置を講じていること、国の特別職の歳費が改定されていないこと、消費者物価指数が僅かながらの上昇の兆しを見せていること、社会的情勢、特別職の職責の重大さなど総合的に勘案し、現行額のまま据え置くことが適当であるとの内容でございました。

続きまして、3ページの資料2をご覧くださいと存じます。市長、副市長等につきましては、平成20年2月から平成23年12月までの期間10%の給料の減額措置を行っております。

なお、平成20年2月に限りまして、20%の給料の減額措置を行っております。議員につきましては、平成21年4月から平成23年4月までの期間5%の議員報酬の減額措置を行っております。

続きまして、4ページの資料3をご覧くださいと存じます。

この資料は、本市特別職の報酬等の額につきまして、昭和52年からの変遷をまとめております。

直近の改定といたしましては、表の一番下の項にございますが、平成17年度の審議会答申に基づき、平成18年1月に報酬額等を改定しておりまして、現在の報酬等の額となっております。

続きまして、5ページの資料4をご覧くださいと存じます。この資料は、政令指定都市、東京都、大阪府、国の特別職の報酬額等を一覧にしたものでございます。上段と下段に分けて記している都市につきましては、本市と同様に減額措置を行っております自治体でございます。上段が減額前の額、下段は減額後の額を記しております。

他都市におけます最近の改定状況といたしましては、上から6段目の川崎市が平成19年4月に、次の段の横浜市が平成20年4月に、上から15段目の岡山市が平成21年8月に、上から18段目の福岡市が平成21年4月に、それぞれマイナス改定を行っております。

また、国の特別職の歳費につきましては、国の一般職の給与改定に準じて改定が行われておりまして、一番下に記しておりますとおり、平成21年12月にマイナスの改定が実施されております。

平成21年の国家公務員の一般職の給与に関します人事院勧告につきましては、その骨子を6ページから7ページにお示ししております。

内容につきましては、6ページ上段の枠囲み部分の今年の給与勧告ポイントをご覧くださいと存じます。

公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差の0.22%を解消するため、月例給の引下げなどを行なうとともに、期末・勤勉手当の支給月数をマイナス0.35月数の引下げを行なう旨の内容となっております。

その他の内容につきましては、省略させていただきます。続きまして、8ページの資料5をご覧くださいと存じます。

一般職の職員の給与改定につきましては、右端の給与改定率の欄にございますように、平成18年度はマイナス1.96%、平成19年度は0.07%、平成20年度はマイナス0.6%、今年度はマイナス0.29%でございます。

また、平成18年度から今年度までの一般職の給与改定率の累計につきましては、マイナス2.76%となっております。

なお、参考といたしまして、9ページから13ページに本市人事委員会の給与報告・勧告の概要をつけさせていただいておりますが、この内容に基づき、今年度の一般職の給与改定を行っております。

続きまして、14ページの〔資料6〕をご覧くださいと存じます。

平成17年を100とした、全国と大阪市内における総合指数の推移を一覧表にしております世界的な金融危機などにより、下落の傾向となっております。以上が資料のご説明でございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(財務部長)

それでは、大阪市の財政状況と市会の活動状況について、ご説明いたします。

資料15ページの資料7をご覧くださいと存じます。まず、大阪市の予算規模でございますが、一般行政のほか、交通、水道もあわせた大阪市全体の21年度予算総額は、3兆8,399億円で、前年度に比べ0.4%の減となっております。この3.8兆円という規模であります。他の自治体と比べますと、たとえば、大阪市より100万人も夜間人口の多い横浜市の予算規模は、3兆2,591億円でありますし、広域行政を担う大阪府の予算規模でも、4兆2,181億円でありますので、これらと比較しても、相当、大きなものといえます。

このように大阪市の予算規模が大きな理由としては、福祉、健康、教育などの基礎的自治体としてのベースの事務に加えまして、政令指定都市として、法律に基づき、国・府道の管理や都市計画など、府県に代わって実施する事務事業がありますほか、関西都市圏の中核都市として総合大学などの中核的な機関を設置したり、また、昼間の流入人口が100万人を超えるなど、人や物の市内集中に対応するため、地下鉄ほかの都市インフラの整備を行っていること、などでございます。

次に、平成20年度大阪市普通会計決算についてご説明いたします。

右の欄の歳出ですが、一番上の欄にございます歳出総額は、1兆5,529億円で、前年度と比較してマイナス1.3%の減となっており、これは10年連続のマイナスで、引き続き歳出抑制に努めたところでございます。

内訳としては、中ほどの生活保護費等の扶助費は、景気低迷により2.7%の増となっておりますものの、人件費が職員の新規採用の凍結等により、マイナス6.9%の減となったことにより、上から2段目の義務的経費は、マイナス0.3%の減となっております。また、投資的経費につきましても、公共事業の抑制などにより、マイナス23.4%の大幅な減となっております。その他経費については、物件費は市政改革の取り組みにより、マイナス6.8%の減となっているものの、土地信託事業や市民病院事業といった財務リスク対応のための歳出の増加などもあり、3.6%の増となっております。

一方、左の欄の歳入ですが、歳入総額は、1兆5,551億円となっており、前年度と比較して、マイナス1.4%の減（マイナス222億円）となっております。

その内訳としては、地方税は、法人市民税が企業収益の減により減少したことなどにより、マイナス1.1%の減となり、5年ぶりに前年度を下回っております。21年度は、世界同時不況の影響もあり、地方税は大きく減少する見込みであり、今後も厳しい状況が続くものと考えております。

ひとつ飛ばして、地方交付税につきましても、地方税の減少などに対応して、率で61%の大幅増、金額で64億円の増となっています。また、中ほどの地方債については、2.9%の増となっております。これは、公共事業の財源となる一般債は、発行の抑制に努めたことから、マイナス4.5%の減となっておりますが、地方税の減収に対応する、減収補てん債などの特別債が増加したためであります。

収支の状況は、表の下にございますように、歳入と歳出の差引である「形式収支」は22億6,200万円の黒字であり、これから翌年度に繰り越した事業に係る一般財源の所要額を差し引いた「実質収支」も、4億4,900万円の黒字となっておりますが、地方交付税や特別債など合わせて、971億円もの国からの財政収支補てん措置があつて、収支均衡をようやく維持しているというのが実情であります。

また、財政の硬直度を示す、経常収支比率については、前年度と比べて、マイナス0.7ポイント改善しているものの、99.2%と高いものとなっております。

次のページは、普通会計決算の推移を示すグラフでございます。市税収入はピークの平成8年度を100すると、20年度では86.3に減少しておりまして、人件費や投資的経費は市政改革の取組により、減少しております。一方、扶助費は増加傾向が続いており、また、公債費は、地方債残高が近年では減少しているものの、依然として高い水準にあることがわかります。

続きまして、市会の活動状況について、ご説明いたします。17ページの資料8 市会活動状況をご覧ください。

地方公共団体の議会は、法律で定例会と臨時会に区分されておりますが、大阪市の場合は、条例により、定例会を年4回開会することと定め、その会期は、規則により、予算及び決算の定例会はそれぞれ30日、その他の定例会は7日であります。また、臨時会の会期は5日と定めております。

会期日数については、表にありますように、ここ8年間の平均では91.4日、平成20年は112日となっております。これに加えて、大阪市の場合は、各会期前の1週間の間に案件を審議するなどの事前調査を行なっております。

また、議会には、分野を決めて専門的な審議をしていただくため、常任委員会と特別委員会を設置できることになっております。本市では、財政総務、民生保健など、事務事業の部門ごとに6つの常任委員会を設置しておりますほか特別委員会につきましては、下の注書きにありますように、平成20年では、公営企業・準公営企業会計関係と一般会計関係の2つの決算特別委員会を設置したほか、地方税財源の拡充や大都市制度の確立、環境問題への対応、さらには市政改革の取組状況の審査のため、3つの特別委員会を設置しております。

大阪市では、これらの常任委員会と特別委員会が実質的な市会審議の場となっております。

常任委員会、特別委員会の開会日数は、表にありますように、平成20年は、常任委員会につきましては102日、特別委員会につきましては39日となっております。

次ページの請願・陳情受理件数であります。20年度では、請願12件、陳情94件となっております。

市民からの請願・陳情があれば、関係する各常任委員会で審査され、請願の場合は、審査が終了すれば本会議に提出されることになります。これらの審議を行うためにも、各議員においては、日頃から市政について様々な調査・研究を行うとともに、市民の声を聴取し、行政に反映させるため、福祉・教育・住宅・生活環境などの各分野において、各種の行政相談・要望活動を行っているところでございます。

今後、地域主権の進展に伴い、地方の役割が益々高まることとなりますが、市民ニーズが多様化するなか、緊急に取り組むべき課題も多く、議員が対応すべき問題は、さらに複雑多岐になってきているのが実情であります。

次に、19ページの議会活動状況比較表は、政令指定都市、及び、東京都、大阪府の議会活動状況を一覧にしたもので、人口、議員数、並びに、議員一人当たりの人口や、本会議開催状況などを記載いたしております。

議員定数につきましては、大阪市では、昭和62年以来、90人でありましたが、平成15年度に見直して、1名減の89人となっております。議員一人当たりの人口につきましては、東京都と大阪府を除きますと、横浜市が39,925人と一番多くなっております。次いで名古屋市の30,117人、大阪市の29,922人となっております。また、本会議の開催などの議会の活動状況については、概ね他都市と同様の状況となっております。

最後に、20ページの政令指定都市・大阪府・東京都の世帯数は、議員一人当たりの世帯数を比較しております。先ほどご説明いたしました議員一人当たりの人口とほぼ同様の傾向をあらわしております。以上で、私からのご説明を終わらせていただきます。

(金児会長)

ただ今、市側から説明を受けました。それでは、皆さんから、ご意見、ご質問等いただいてまいりたいと思います。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(吉村委員)

平成20年度の予算の時は、生活保護費というのは、普通でございますけれども、国の方から今年度もずっと生活保護費のことで大阪のパーセンテージが出ておりまして、国からの補助金があるのかはわかりませんが大変多いということは、事実私が何十年民生委員をやっております頃から本当にそこにいらっしゃった方の状況も見ておりましたので。

今現在、他県から来られた場合、その方が区役所で申請されて認められることが、格段に増えてきており、市の方でも大変ではないかなというのが私の聞きたかったことで、平成20年度はこの金額でしょうけど、もうおそらく昨年度の金額は、もっと上がっていると思います。それで市の職員が対応していくことが大変だなと思うことを言いたかったのです。

(金児会長)

ありがとうございます。吉村委員がおっしゃることは、市がどんどん業務が増えてきて忙しくなっていると。従って業務がどんどん増えていきますと、それだけしんどい思いを職員がするわけですから、それ相応の報酬が必要だろうと、そういうご意見ですね。

(吉村委員)

そういうことでございます。

(総務局長)

若干今の生活保護費の関係ですが、国の補助金は4分の3となっておりますので、4分の1が一時的には大阪市として支出するわけですが、基本的には地方交付税が措置されるのですが、実際のところ地方交付税が169億円しか入っておりませんので、それが結局は市税の持ち出しとなっております。生活保護につきましては、現在増え方は非常にペースが速いものですから、平成20年度決算では約2400億円ですが平成22年度は約2800億円ということで400億円ぐらい増えていることになります。今のペースではそれ以上に増える可能性もございますので、今現在関係局でプロジェクトチームを作りまして、どういった形で組み入れをしていくのか。補助金の増なり、一時的にも交付金をいただくのか。不適正な受給をされている方がいないのか。そういったこともあわせて取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

(吉村委員)

浪速区と西成区は、受給者が多いです。それで1日の日に役所に用事がありまして行きましたが、たくさんの方がおられました。振込みの方はよろしいのですが、取りに来られている方が、どなたか男の人をたくさん連れてこられて何でこんなことをするのかと訪ねたら貸しているのだと。だからその日にもらわないといけなから、ついて来られている。そういうことが増えてきたら、結局は、借りて返して、どうどうめぐりになってしまうのではないかと思います。

います。市民として私は、役所に行きましたら民生委員をしていた時のことが気になっており、それだけ頑張って役所の方がやっていただいておりますことが大変だと思います。

(財務部長)

つけ加えますと生活保護はご存知のように、どこに住民票があるかは関係なく、そこで生活保護を受けたいということであれば、例えば、その前まで、兵庫県の方、京都府の方でお住まいになっておりましても、大阪市内に移って来られて住民票は他にあるけれども、そこで生活するのであれば、生活保護を受給するのであれば、大阪市で受け付けるということになりますので、かなり都市部へこういう景気の状態になると入って来られることが多くなります。ご指摘のとおり、もともと大阪に住んでおられる方ではなくて周辺のもっと遠くの方から都市部の方に集まってきておりますので、生活保護費はかなり大きくなってきており、ご指摘のとおりかと思えます。

(金児会長)

これは、大阪市だけでは解決できる問題ではなくて、わが国の問題でもありますので、国、政府に対しても、大阪市として訴えていかなければならない。われわれ大学に勤める者も政府に訴えるような実態把握をしていかなければなりません。

その他何かございませんでしょうか。私の方から、資料の4が、現在の市長、副市長等の報酬額の表でございますけれども、この上段が制度値であって、これは規定上の報酬、そして下段が減額というのは、市長、副市長、議長さんらが自ら減額された10%減額ということだと思いますけれども、いわゆる公の数値が150万円であって、インフォーマルな数値が135万円であるという理解でよろしいですか。そうすると、実態と表の数値が乖離している。これがいつまで続いていくのかということなのですが、このあたりはどうなのでしょう。

(総務局長)

現在の市長の任期期間につきまして、カットしておりますので財政状況を見ながらということになります。当然、市長選挙が済んだ段階で新市長のご判断でこれを継続するのか解消するのかということになろうかと思います。

現在は市長の今の任期の最後まで条例で決めておりますので、そこまではこの状態が続くということになります。

(金児会長)

実は私事ですけれども、学長の給料も市長自らカットされておりますので、私も自らカットした形でいつまで続くか分からない。

今現在、特別職にある方々の報酬については、資料4の一番上の大阪市の下段が現在の報酬になっていると、本日の議題は、この報酬額について、どう考えどう判断するかということがメインの論点になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(高田委員)

市長とか副市長さんの繁忙度をお聞きしたいのですが。市長さんは昨年1年間で土日祝日を含めて、まるまる1日本当に休みだという日は何日あるのですか。

(給与担当課長)

秘書担当にお伺いをさせていただきまして、年度なり月毎によりまして、かなり変動があるようでございまして、公務が入っておりません日というのは、週に1度あるかないかという程度でございまして、実質的に公務がない日というのは50日を切れるぐらいの数字になるということでお聞きしております。

(金児会長)

50日を切れるということは、週に1回くらいは休める。

(給与担当課長)

概ねということです。

(財政局長)

そんなに休んでないのでは。

(給与担当課長)

今、財政局長からございましたが、あくまで公務が入っていない日をということで、スケジュールで見ますと50日を切れる程度でございます。

(金児会長)

実際申しますと市長は、土日にむしろ行事とかが多くあろうかと思いたすので、年度によっては50日も休めない時もあるかと思いたす。

(吉村委員)

行事の時、市長さんにおいでいただかないといけない時には、早くから願ひするのです。1月16日に大阪市地域女性団体協議会結成60周年記念パーティをするのですが、市長さんが、この間、私どもの互礼会に来られたときに、市長さんに私が呼ばれまして、16日どうしてもあかんねんと言われましたから、私らが早く頼んであつても。この間の成人式の鐘もついてはらない。ご多忙で1日に3箇所ぐらい各区にお廻りされていると互礼会でおっしゃっておいりました。たまたま来ていただいたが大変なのです。だから何日ぐらいお休みになられているのかと聞きましたら、休みがありませんねんとおっしゃってましたから、公務以外の仕事などで、本当に休んではれへんなと思いたす。

(金児会長)

そうですね。知事と比較しても忙しいと思いたすが。

(吉村委員)

知事は、新聞に載りますからね。今日は公務なしと。

(財政局長)

公務が入っておらない日でも、市長は土日でも地域に行って、いろんなお話しをよくしておられますので、本当に休んでおられる日はほとんどないと思います。

(金児会長)

その分、副市長がカバーしておられる。そうするとまた副市長が土日に休めなくなってしまうわけですね。

他にご質問ございませんでしょうか。資料3の4ページにございますように、平成18年に現在の形に改正しておりますので、その改正からまだそれほど年月がたっておりませんので、今委員の方々からお聞きしたところでは、これを改正するという事について積極的なご発言がございましたので、報酬等の額につきましては、据え置くことが適当であるということによろしいでしょうか。

【各委員賛同】

(金児会長)

この件につきましては、今後の運びに関しましては、私にご一任いただくということによろしいでございますか。

【各委員賛同】

(金児会長)

それでは、今後の運びは事務局を通じまして、皆さんにお伝えしたいと存じます。私の考えといたしましては、皆さんのご意見をまとめまして今月末までには答申を出してまいりたいと考えており、まとまり次第事前に事務局を通じまして皆さんにお示ししたいと存じます。

それでは、本日の議案のその他として行政委員会委員の報酬のあり方に関する意見の聴取とありますが、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(給与担当課長)

それでは、引き続いて、その他の議題であります行政委員会委員の報酬のあり方に関する意見について、私の方からご説明させていただきます。

行政委員会委員の報酬につきましては、当審議会の担任事項ではございませんが、行政委員会委員の報酬のあり方に関しまして、審議会の委員の皆様方にご意見を伺いたいと考えておりまして、誠に恐縮ではございますが、引き続きお時間を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、各行政委員会を所管いたします関係局の担当者も出席させていただいておりますのでどうぞよろしくお願いします。

まず、はじめに、委員の皆様方も既にご承知のことかと存じますが、昨年、平成21年の1月、滋賀県の大津地裁におきまして、滋賀県の行政委員会委員に対する月額報酬の支給差し止めを命じる判決が出されたところでございますが、その概要を簡単にご報告させていただきます。

自治体の行政委員会委員の報酬につきましては、地方自治法第203条の2第2項により、報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給することとされてお

まして、ただし書きといたしまして、条例で特別の定をした場合には、この限りではないと規定されているところでございます。

大津地裁の判決では、条例で特別の定めとして月額報酬制を規定できるのは、勤務の実態が常勤職員と同様にされなければならない場合に限られ、滋賀県の実態は常勤職員と同じとは到底言えず、月額報酬は地方自治法の趣旨に違反しているとして、労働、収用、選挙管理委員会の委員に支払う報酬の支給の差し止めを命じたものであります。

一方、滋賀県側は、行政委員会の委員の職務は単なる会議への出席ではなく、また、条例化に特段の制限は課されていないため、月額報酬制は違法ではないと主張していたものでございます。

都道府県の多くの自治体は、行政委員会の報酬を月額支給としておりますが、政令指定都市では、本市を含め、固定資産評価審査委員会委員など一部の行政委員を除きまして、月額報酬となっているのが現状でございます。

先程ご説明させていただきました、滋賀県の行政委員会委員に対する月額報酬の支給差し止めの大津地裁判決を受け、各地方自治体におきましても、行政委員会委員の報酬のあり方を検討するなどの動きが出始め、一部の自治体におきましては、既に委員報酬を月額報酬から、日額報酬へ見直すところも出てきている状況であります。

具体的には、大阪府下の茨木市におきまして、昨年12月、既に月額報酬から日額報酬への条例改正が行われ、本年4月から施行される状況であります。

また神奈川県におきましても、本年4月からの施行に向けて、近々、条例改正案を提出する方向である状況であります。

それでは次に、皆様方のお手元に配布いたしております行政委員会委員報酬に関する参考資料をご覧くださいまして、資料のご説明を申し上げます。

お手元の資料の1ページから2ページは、政令指定都市におけます、行政委員会委員の報酬一覧でございます。また資料の3ページは、ただいまご覧いただきました政令指定都市におけます行政委員会委員報酬一覧をもとに作成した、行政委員会別の委員報酬の順位でございます。

これらに見てとれますとおり、本市は、他の政令指定都市の報酬水準と比較いたしましても、高水準となっているのが現状でございます。

次に、資料の4ページ、本市の行政委員会委員報酬一覧をご覧くださいたいと存じます。一覧表の左から、本市の行政委員会の区分、各委員会の委員の人数、平成20年度におけます各行政委員会委員の年間活動日数でございまして、カッコ内の数字につきましては、その年間活動日数から、月平均の活動日数となるように割り戻して平均日数を表しております。

年間活動日数の右横の欄でございますが、減額措置前の報酬額として、現行本市の報酬額、いわゆる制度値でございまして、資料の5ページから8ページの非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例で定めております。

また、一覧表の右端、減額措置後の欄でございますが、昨年4月より、平成21年度の1年間につきまして、現行報酬の5%を特例条例により減額を行っておりまして、現在、各行政委員会委員に対して、支給している報酬額でございます。なお、その減額措置につきましては、資料9ページの、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の特例に関する条例で定めております。

以上が、参考資料の説明でございます。本日段階において、委員の皆様方にお示しできる資料といたしましては、誠に不十分なものであることは、十分に認識しておるところでございますが、なにとぞご了承いただきたいと存じます。

その上で、本市といたしましては、本市行政委員の報酬のあり方の見直しに向けて、特別職報酬等審議会の委員の皆様方に、本市行政委員の報酬のあり方について、今後、できるだけ早い時期に、ご意見を頂戴してまいりたいと考えております。審議会の委員の皆様方から、ご意見を頂戴していく上での今後の取り扱い方について、現時点での本市の考え方をご説明させていただきます。

私どもとしては、この議題に関しまして、本審議会としての担任事項ではないことでもあり、今後の進め方といたしまして、本日の特別職報酬等審議会同様に、審議会の開催日程に合わせて、何回か、意見交換を行っていくことを基本に考えてはおりますが、委員の皆様方に、この議題に特化した形でご議論を進めていただけるような場の設置を含め、現在、検討しているところでございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、行政委員会委員の報酬につきましては、全国、各方面から非常に強い関心が寄せられているところでございます。また、本市の財政状況も一層厳しさを増しており、今日の状況下において、今後、滋賀県の訴訟におけます高裁判決の状況でありますとか、他の自治体における日額報酬への見直しの動向にも注視いたしまして、本市といたしましても、行政委員会委員の報酬のあり方について、今後、できるだけ早い段階で、委員の皆様方から、その報酬のあり方について、ご意見を頂戴できるよう、我々といたしましても、精一杯努力してまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本市のおかれております財政状況等をご理解賜りまして、また、委員の皆様方のご協力の程を重ねてお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

(金児会長)

ただいま、事務局から資料につきまして説明を受けました。それでは、皆さんから、この件に関しまして、ご意見、ご質問等いただいてまいりたいと考えております。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(吉村委員)

これは難しい問題でね。長い間ずっとこれできてますので。これを今度滋賀県の問題が出てきて、考えなければいけないことがわかっていても、これやっぱり教育委員をしておられる方、選挙管理委員をしておられる方、これだけの日数で、初めて私、見させていただきましてね。実際選挙の時は、選管の方々のいろいろご活躍もわかるのですけれども、4年間の間、選挙のない時もこれだけのお給料をもらっていることは、結局委員としてのそれだけのメリットであつた。私らも教育委員でもしたら給料が出ると昔から聞いていましたけれども、これだけの日数の中で、これだけいうことを今考えなあかんというところにきているということ責任が私らに課せられたらどういうようにしていったらいいのかなと思いました。本当に大きな問題ですね。

(金児会長)

恐らく今のところは少ないですけれども、ある自治体、府県なんかで問題にされていて、これを改正しようという動きが始まっておりますので、大阪市においても、そういうことも含めてご議論いただかなければいけないというふうに思います。常識的に考えても、ちょっとというふうな感じが特に市民の方々

にとってはあろかだと思いますので、実情に見合った形で考えていかないといけないのかと思います。他に何かございませんでしょうか。

(高田委員)

活動日数が日にちで書いてあるのですけれども、実働時間というか例えば一日と言っても午後からとか1時からとか2時間くらいなのか、朝10時から5時まできちっとやってはるのかというのも全然分からないので、そのところも出していただきたいと思うのですけれども。

(吉村委員)

年間の日数だけでもびっくりしているのですが、時間だったらそれこそ会議の時間だとかいろいろですね。

(金児会長)

そうですね。午後からだけとかだと思います。これは全部非常勤ですか。常勤の方はおられないですね。

(吉村委員)

非常勤ですね。

(総務局長)

実働時間についてはまた次回までに資料をお作りします。

(給与担当課長)

お示ししている資料は平成20年度実績ということでございまして、直近平成21年度の状況でございますとか高田委員からございました実際の時間の問題につきまして、資料を整理いたしましてご提示できるようにさせていただきますと思います。

(高田委員)

もうひとつは会議の内容なんですけどね、当然事務局あるわけで、事務局が作成した議題に対する資料を見て賛否を表するだけのことなのか、どういうふうな審議をされているのかというのがありますし。

(金児会長)

審議内容ですね。

(鈴木委員)

もうひとついいでしょうか。委員に就いていらっしゃる方の、個人名は別に必要ないのですが、給料月額の報酬によって、これが主たる生計を立てるものなのか、それとも他の例えば大学教授のように収入があってプラスして貰っているのか、ある程度のそういう実態もぜひ今後教えていただきたいです。

(金児会長)

それも大事ですね。年金なんかでも収入が他にあれば出ないし、そういうこ

とも関連はある程度あると思いますね。この行政委員会の資料で人事委員会の委員よりも委員長の方が活動日数が少ないのですが、これは何かあるのでしょうか。

(監査・人事制度事務総括局総務担当課長)

監査・人事制度事務総括局総務担当課長三井と申します。私ども人事委員会では職員の公平審査といいまして裁判的な機能を担っております。委員の方に弁護士の方がいらっしゃいまして、公平審査等の出席回数が開催に合わせまして出ていただいているという実態がございます。この実態を反映した出席回数でございます。

(吉村委員)

教育委員会の委員に女性会の会長になってお辞めになった方がやっておられて任期が4年です。4年で次の方に移るとなった時に他の方に代わってもらったのが事実なんですけど、みんな家庭の主婦なんです。昔のことをご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが。今は全然違うのですけれども。実情どれだけの方が出られてどんな議題を話したのか分かりませんけれども、ここに今見せていただいて年間で70日しか出ていなかったのに毎月の給料が出るということがちょっと不可解でその問題についてこれから考えていかないといけない段階に来たのだと思いました。

(金児会長)

そうですね。このその他事項ですが、今後検討したいという部分もあつてのことだと思います。ご意見を集約いたしますと行政委員会委員の報酬については今後詳しい資料を作成いただいて、これを精査した上で検討していきたいということだと思いますので、本審議会としてはこの議題に関しましても今後の取扱いについて確認しておきたいと思います。

ここで結論を出すわけではなくて。私といたしましては先ほど事務局から説明がございましたとおり本審議会として意見交換を今後していったらどうかというふうに思います。

これは必要なことだと思いますので、ご異論はないと思います。先ほど委員の方々からご意見がございました行政委員会委員の報酬のあり方に関する本議題につきましては、本日事務局から提出いただいております資料では検討するには不足であるということで、この資料に止まらず各行政委員会の活動状況等が詳細に分かるような資料の提出を求めまして、関係各局の方々に私ども審議会として直接ヒアリングを行ったりしていくなどしてこの議題についての議論を深めていきたいと思います。

本日大阪市より求められております意見内容をそうした上でまとめていきたいと思いますので、委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。最後とさせていただきますが、事務局から意見を求められましたこの行政委員会委員の報酬のあり方につきましては私自身も大変強い関心を持っておるところでございます。

大阪市の財政状況でありますとか行政委員報酬の見直しの課題につきまして審議会としても積極的に協力してまいりたいと考えております。その上で本審議会に対し今後できるだけ早い時期に意見を頂戴したい旨の説明、要望が市から出されたわけでございますので、事務局に加えて本日ご出席の関係各局の皆様

様方に対しまして、積極的な情報のご提供をお願いいたしたい。有意義な意見交換をいたしたいと思います。できるだけ早い時期にそういったことが行われるよう要望させていただきたいと思います。

本日の特別職報酬等審議会におきましては皆様方の熱心なご議論におきまして貴重な意見をいただきましたことお礼申し上げます。これをもちまして本日の審議会を終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。